

改正後	現行規定
<p style="text-align: center;">第1章～第2章（略）</p> <p style="text-align: center;">第3章 競技許可証</p> <p>第1条（略）</p> <p>第2条 競技許可証の新規申請</p> <p>1.</p> <p>1) ～2)（略）</p> <p>3) 国際競技運転者許可証の<u>新規申請</u>を行う者は、ライセンスの種別ごとに定められている、F I A e ラーニングによる安全講習を受けなければならない。</p> <p>4) 本規定第3条5に定める国際C-C（C-R除外）および<u>限定国内競技運転者許可証Aの新規申請</u>を行う者は、<u>J A F の指定する安全講習</u>を受けなければならない。</p> <p>2. 限定国内競技運転者許可証A</p> <p>1) <u>満15歳に達した後初めて迎える4月1日から満18歳に達する日まで</u>、次の（1）、（2）および（3）の条件を満たす者は、<u>フォーミュラ車両または、J A F が特に認めたフォーミュラ車両に準ずる車両</u>によるJ A F 公認の国内格式以下の競技会のレースのみに参加できる限定国内競技運転者許可証A（以下「限定Aライセンス」という。）を申請することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第1章～第2章（略）</p> <p style="text-align: center;">第3章 競技許可証</p> <p>第1条（略）</p> <p>第2条 競技許可証の新規申請</p> <p>1.</p> <p>1) ～2)（略）</p> <p>3) 国際競技運転者許可証の<u>新規申請および上級申請、降格申請</u>を行う者は、ライセンスの種別ごとに定められている、F I A e ラーニングによる安全講習を受けなければならない。</p> <p>2. 限定国内競技運転者許可証A</p> <p>1) 年齢が<u>満16歳以上</u>18歳未満で、次の（1）、（2）および（3）の条件を満たす者は、<u>以下の競技車両</u>によるJ A F 公認の国内格式以下の競技会のレースのみに参加できる限定国内競技運転者許可証A（以下「限定Aライセンス」という。）を申請することができる。</p> <p><u>①フォーミュラJ1600（FJ1600）</u></p> <p><u>②スーパーFJ（S-FJ）</u></p> <p><u>③フォーミュラ4（F4）</u></p> <p><u>④上記①、②または③と同等性能であるとJ A F が特に認めたフ</u></p>

(1) 限定Aライセンスを取得しようとする者は、申請するライセンス有効年の前年または前々年に、次のいずれか1つ以上の実績を満たしていること。

①全日本カート選手権において、年間総合順位6位以内に入賞
ただし、FP-3部門は、年間総合順位2位以内に入賞とする。

②日本国内において開催された国際格式のカート競技会において、6位以内に入賞

③国内外を問わず、CIK-FIAのタイトルのかけられた国際格式のカート競技会において、6位以内に入賞

(2) JAF認定のAライセンス講習会の座学を受講し、かつその学科試験に合格すること。

(3) 限定Aライセンス取得に関する親権者の同意を得ること。

2) 限定Aライセンスを取得しようとする者は、所定の申請書に記載の「健康管理事項」を確認の上で下記(1)の証明を取り付けた上、下記(2)から(4)までの書類を添付して、JAFの地方本部に申請すること。

(1) JAF認定のAライセンス講習会受講および学科試験合格証明
(上記の所定の申請書に講習会の証印押印の欄がある)。

(2) 前項(1)の実績を証明する書類

(3) 限定Aライセンス取得に関する親権者が自署・捺印した同意書、親権者であることを証する書類(公的な書類)および印鑑証明

(4) 写真1枚

オーミュラカー

(1) 限定Aライセンスを取得しようとする者は、申請するライセンス有効年の前年または前々年に、次のいずれか1つ以上の実績を満たしていること。

①全日本カート選手権において、年間総合順位6位以内に入賞
ただし、FP-3部門は、年間総合順位2位以内に入賞とする。

②日本国内において開催された国際格式のカート競技会において、6位以内に入賞

③国内外を問わず、CIK-FIAのタイトルのかけられた国際格式のカート競技会において、6位以内に入賞

ただし、JAFは、上記①から③の条件に準ずる者からの申請について、審査のうえ参加できるレースを制限して認める場合がある。

(2) JAF認定のAライセンス講習会の座学を受講し、かつその筆記試験に合格すること。

(3) 限定Aライセンス取得に関する親権者の同意を得ること。

2) 限定Aライセンスを取得しようとする者は、所定の申請書に記載の「健康管理事項」を確認の上で下記(1)の証明を取り付けた上、下記(2)から(4)までの書類を添付して、JAFの地方本部に申請すること。

(1) JAF認定のAライセンス講習会受講および筆記試験合格証明
(上記の所定の申請書に講習会の証印押印の欄がある)。

(2) 前項(1)の実績を証明する書類

(3) 限定Aライセンス取得に関する親権者が自署・捺印した同意書、親権者であることを証する書類(公的な書類)および印鑑証明

(4) 写真1枚

- 3) 限定Aライセンスの有効期間は発給された年の12月31日までとし、その許可証料は国内競技運転者許可証Aの許可証料と同一とする。
- 4) 限定Aライセンスは競技参加者許可証を兼ねないものとする。限定Aライセンスを所持する者は、競技参加者許可証を所持するクラブ・団体または法人（以下「チーム」という。）に所属し、そのチームが参加する1)項のレースに当該チームの競技運転者として参加すること。
- 5) 限定Aライセンスを所持する者が満18歳に達した後の取扱いは、以下の通りとする。
- (1) 限定Aライセンスを年度更新することにより、満19歳に達する年の限定Aライセンスを取得することができる。
- (2) 満19歳に達するまでに、普通自動車運転免許証を取得し、JAF個人会員となることにより、限定Aライセンスから国内競技運転者許可証Aへの移行申請（以下「移行申請」という。）を行うことができる。
- もし、上記期限までに手続きしない場合は、移行申請の資格を失う。
- (3) 移行申請により、所持する限定Aライセンスと同一年の国内競技運転者許可証Aを取得する場合は、新たな許可証料の支払を必要としないが、翌年の国内競技運転者許可証Aを取得する場合は、国内競技運転者許可証Aの許可証料の支払を必要とする。
- 6) 限定Aライセンスによる出場実績は、国際競技運転者許可証への上級申請時の実績とする。
- 7) JAF登録クラブまたは登録団体からの推薦による限定Aライセンスの取得申請は認められない。

- 3) 限定Aライセンスの有効期間は発給された年の12月31日までとし、その許可証料は国内競技運転者許可証Aの許可証料と同一とする。
- 4) 限定Aライセンスは競技参加者許可証を兼ねないものとする。限定Aライセンスを所持する者は、競技参加者許可証を所持するクラブ・団体または法人（以下「チーム」という。）に所属し、そのチームが参加する1)項のレースに当該チームの競技運転者として参加すること。
- 5) 限定Aライセンスを所持する者が満18歳に達した後の取扱いは、以下の通りとする。
- (1) 限定Aライセンスを年度更新することにより、満19歳に達する年の限定Aライセンスを取得することができる。
- (2) 満19歳に達するまでに、普通自動車運転免許証を取得し、JAF個人会員となることにより、限定Aライセンスから国内競技運転者許可証Aへの移行申請（以下「移行申請」という。）を行うことができる。
- もし、上記期限までに手続きしない場合は、移行申請の資格を失う。
- (3) 移行申請により、所持する限定Aライセンスと同一年の国内競技運転者許可証Aを取得する場合は、新たな許可証料の支払を必要としないが、翌年の国内競技運転者許可証Aを取得する場合は、国内競技運転者許可証Aの許可証料の支払を必要とする。
- 6) 限定Aライセンスによる出場実績は、国際競技運転者許可証への上級申請時の実績とする。
- 7) JAF登録クラブまたは登録団体からの推薦による限定Aライセンスの取得申請は認められない。

3. ～4. (略)

第3条 競技許可証の上級申請

1. (略)

2. 国内Aから国際C-Rへの申請：

国内Aの所持者で、申請前24ヵ月以内にJAF公認競技に10回以上、そのうちラリー、ヒルクライム競技に5回以上の出場実績がある者。

3. 国内A、限定Aまたは国際C-Rから国際C-Cへの申請：

国内A、限定Aまたは国際C-Rの所持者で、申請前24ヵ月以内にJAF公認競技に10回以上、そのうちレースに5回以上の出場実績がある者。(ドラッグレーシング競技に対する国際競技運転者許可証の上級申請については別途に定める。)

4. CIK-FIAカート国際ドライバーライセンスEから国際C-Cへの申請：

CIK-FIAカート国際ドライバーライセンスEの所持者で、申請前24ヵ月以内にJAF公認カート競技に10回以上の出場実績がある者。

5. 年齢が満16歳以上満18歳未満で、上記3. に定める申請条件を満

8) 限定Aライセンスを所持する者が、本条2. 1) ①～④の競技車両による地方選手権または国内シリーズにおいて、年間総合順位3位以内に入賞した者は、翌年、限定Aライセンスでスーパーフォーミュラ・ライツ(SFL)およびフォーミュラリージョナル(FORMULA REGIONAL)による国内格式以下のレースに参加することができる。ただし、JAFは、上記の成績に準ずる者からの申請について、審査のうえ参加を特に認める場合がある。

3. ～4. (略)

第3条 競技許可証の上級申請

1. (略)

2. 国内Aから国際C-Rへの申請：

国内Aの所持者で、申請前24ヵ月以内にJAF公認競技に10回以上、そのうちラリー、ヒルクライム競技に5回以上の出場実績がある者。

3. 国内A、限定Aまたは国際C-Rから国際C-Cへの申請：

国内A、限定Aまたは国際C-Rの所持者で、申請前24ヵ月以内にJAF公認競技に10回以上、そのうちレースに5回以上の出場実績がある者。(ドラッグレーシング競技に対する国際競技運転者許可証の上級申請については別途に定める。)

4. CIK-FIAカート国際ドライバーライセンスEから国際C-Cへの申請：

CIK-FIAカート国際ドライバーライセンスEの所持者で、申請前24ヵ月以内にJAF公認カート競技に10回以上の出場実績がある者。

たした者または「C I K - F I Aカート国際ドライバーライセンスEの所持者で、申請前2ヵ月以内にJ A F全日本カート選手権競技に10回以上の出場実績がある者」は、ライセンス取得に関する親権者の同意を得た上、参加できる競技が限定された国際C - Cの申請を可能とするが、取扱いは以下の通りとする。

1) 日本国内で開催される競技への参加は、フォーミュラ車両によるレースに限る。また、海外で開催される国際C - Rが有効な競技会への参加は、認められない。

2) 競技が限定された国際C - Cを取得しようとする者は、所定の申請書に加え、ライセンス取得に関する親権者が自署・捺印した同意書、親権者であることを証する書類（公的な書類）および印鑑証明を提出すること。

3) 競技が限定された国際C - Cは競技参加者許可証を兼ねないものとする。競技が限定された国際C - Cを所持する者は、競技参加者許可証を所持するチームに所属し、そのチームが参加するレースに当該チームの競技運転者として参加すること。

4) 競技が限定された国際C - Cを所持する者が満18歳に達した後の取扱いは、以下の通りとする。

(1) 競技が限定された国際C - Cを年度更新することにより、満19歳に達する年の競技が限定された国際C - Cを取得することができる。

(2) 満19歳に達するまでに、普通自動車運転免許証を取得しJ A F個人会員となることにより、競技が限定された国際C - Cから国際C - Cに移行申請を行うことができる。

もし、上記期限までに手続きしない場合は、移行申請の資格を失う。

(3) 移行申請により、所持する競技が限定された国際C - Cと同一

年の国際C-Cを取得する場合は、新たな許可証料の支払を必要としないが、翌年の国際C-Cを取得する場合は、国際C-Cの許可証料の支払を必要とする。

5) 競技が限定された国際C-Cによる出場実績は、国際Bおよび国際Aへの上級申請時の実績とすることができる。

6. ~ 7. (略)

第4条~7条 (略)

第4章~第5章 (略)

第6章 本規定の施行

第19条 本規定の施行

本規定は、2023年3月1日より施行する。

以上

5. ~ 6. (略)

第4条~7条 (略)

第4章~第5章 (略)

第6章 本規定の施行

第19条 本規定の施行

本規定は、2022年4月1日より施行する。

以上